

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第4項中「15万円」を「36万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(参 考)

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧
対照表

新	旧
<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、4月1日(当該年度の途中において議員の任期が満了するときは6月1日とする。以下「基準日」という。)現在における当該会派の所属議員数に年額 <u>36万円</u>を乗じて得た額を基準日の属する月に交付する。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 基準日後に新たに議員となった者が会派に所属した場合は、増加した議員数に <u>36万円</u>を乗じて得た額の範囲内で政務活動費を交付することができる。</p>	<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、4月1日(当該年度の途中において議員の任期が満了するときは6月1日とする。以下「基準日」という。)現在における当該会派の所属議員数に年額 <u>15万円</u>を乗じて得た額を基準日の属する月に交付する。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 基準日後に新たに議員となった者が会派に所属した場合は、増加した議員数に <u>15万円</u>を乗じて得た額の範囲内で政務活動費を交付することができる。</p>